

海外において新たな事業活動等を行うため、
現地流通通貨での資金調達を希望する中小企業のみなさまへ

日本政策金融公庫 中小企業事業の スタンバイ・クレジット制度

スタンバイ・クレジット制度とは

スタンバイ・クレジットは、債務の保証と同様の目的のために発行される信用状です(以下スタンバイ・クレジットを「信用状」といいます)。

お客さま(国内親会社)の海外支店または海外現地法人(以下「海外現地法人等」といいます)が海外に拠点を有する金融機関から現地流通通貨建ての融資を受けるにあたり、日本公庫が提携する当該金融機関に対して信用状を発行いたします。本制度により、**海外現地法人等による海外での現地流通通貨の円滑な調達**を支援いたします。

ご利用いただける方

次のいずれかの計画の承認又は認定(変更承認又は変更認定を含む)を受けた方

- 経営強化法に基づく経営革新計画、異分野連携新事業分野開拓計画、経営力向上計画、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画
- 地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画 ■ 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
- 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画又は事業参入計画 ■ 食品等流通法に基づく食品等流通合理化計画
- 農林水産物・食品輸出促進法に基づく輸出事業計画(但し、食品等の流通の合理化に関する措置を含むものに限りません。)

〔 本制度により資金調達を行う海外現地法人は、お客さまが経営を実質的に支配している先で、かつ、上記の計画においてお客さまと共同で事業を行うこととされている先に限りません。 〕

■ 海外での円滑な資金調達

日本公庫が発行する信用状を担保に活用いただくことにより、提携金融機関から**円滑かつ日本公庫の信用力を勘案した金利**で融資を受けることができます。

■ 国内親会社の財務体質の改善

海外現地法人等が国内親会社から資金調達(出資受入や借入)する場合に比べ、**国内親会社のバランスシートがスリム化**でき、ROA等の経営指標の改善も期待できます。

■ 為替リスクの回避

現地流通通貨にて借入を行うことで、現地の事業活動で得た資金をそのまま返済に充てますので、資金調達・返済にかかる**為替リスクを回避**できます。

■ 海外での経営管理体制の強化

本制度の利用をきっかけとして、提携金融機関との取引を開始・拡大し、**海外での資金調達や情報収集の強化**を図ることができます。

制度利用の メリット

提携金融機関 (括弧内は本店所在地)

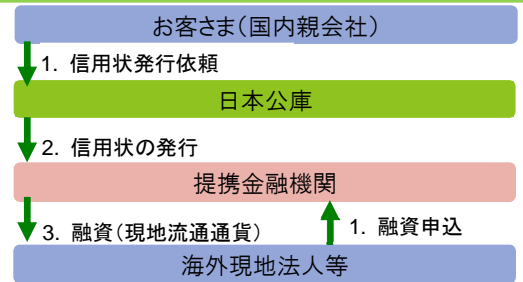
- 平安銀行(中国) ■ インドステイト銀行(インド) ■ バンクネガラインドネシア(インドネシア)
- 山口銀行(日本)【対象地域:中国】 ■ 名古屋銀行(日本)【対象地域:中国】 ■ 横浜銀行(日本)【対象地域:中国】
- KB 国民銀行(韓国) ■ CIMB 銀行(マレーシア) ■ バノルテ銀行(メキシコ) ■ メトロポリタン銀行(フィリピン)
- ユナイテッド・オーバーシーズ銀行(シンガポール) ■ 合作金庫銀行(台湾) ■ バンコック銀行(タイ)
- ベト・イン・バンク(ベトナム) ■ HDバンク(ベトナム)

(本店所在地の英語名のアルファベット順)

仕組み図

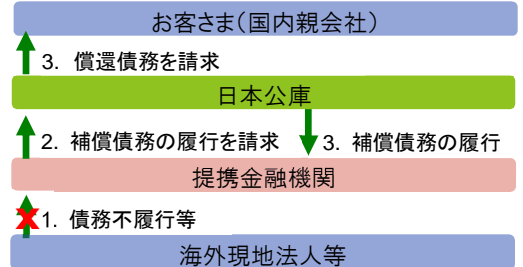
■信用状の発行手続き

お客さま(国内親会社)による信用状の発行依頼に基づき、日本公庫はお客さまの審査を行います。同時に、お客さまの海外現地法人等は、日本公庫が提携する金融機関に融資申込みを行い、提携金融機関は海外現地法人等の審査を行います。日本公庫及び提携金融機関の審査が完了次第、日本公庫は提携金融機関に対し信用状を発行し、提携金融機関は海外現地法人等に対し信用状を裏付けとして融資を行います。



■補償債務及び償還債務の履行

海外現地法人等の債務不履行等により、提携金融機関が債権保全の必要性を認識した場合、提携金融機関は日本公庫に対し書類の呈示を行うことで補償債務の履行を請求します。日本公庫は書類を点検し、信用状条件を充足していると認めた場合、速やかに提携金融機関に対し補償債務の履行を行います。同時に日本公庫はお客さまに対し、日本公庫の補償履行金額に費用等を加えた金額を円換算した額を償還債務として請求し、お客さまは償還債務の履行を行います。



商品概要・ご利用条件

信用状の発行条件

- ・補償限度額: 1 法人あたり 4 億 5 千万円(①海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合は国内親会社毎に 4 億 5 千万円、②海外において別個に法人格をもつ場合は当該法人毎に 4 億 5 千万円が補償限度額となります)
- ・補償条件: 提携金融機関からの請求による支払い
- ・信用状有効期間: 1 年以上 6 年以内
- ・適用ルール: UCP600(国際商業会議所による信用状統一規則)またはISP98(Institute of International Banking Law & Practice, Inc.(国際銀行法銀行業務協会)が主体となって作成した国際スタンバイ規則)に準拠

信用状制度の利用条件

- ・補償料率: 信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用されます。
- ・補償料の支払方法: 信用状の発行前に一括前払い
- ・保証人: 一定の要件に該当する場合には、代表者の方の個人保証が必要となります。
- ・償還債務の金額: 日本公庫の補償履行金額に費用等を加えた金額を円換算した額

海外でのお借入れ条件

- 融資条件(期間・返済方法・金利等)の詳細については、提携金融機関が決定しますが、以下の内容であることが必要です。
- ・融資金額および通貨: 信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て。
 - ・資金使途: 承認または認定を受けた計画事業を行うための設備資金および長期運転資金
 - ・融資期間: 1 年以上 5 年以内

-ご利用に関するご留意点-

- ・ご利用にあたり事業の見直し等について日本公庫および提携金融機関の審査が各々必要です。審査の結果本制度をご利用いただけない場合もあります。
- ・本制度は、提携金融機関による海外現地法人等への融資をお約束するものではありません。
- ・信用状の発行後は、原則として信用状の取消しおよび返還ができません。また日本公庫はお客さまから受領した補償料および費用等を返還致しません。
- ・お客さままたは海外現地法人等が、お客さまと日本公庫との間で締結する信用状取引約定に定める所定の要件(債権保全を必要とする事由等)に該当した場合には、日本公庫が提携金融機関に補償債務の履行を行う前であっても、お客さまに償還債務を事前にご負担いただきます。この場合、信用状記載の金額に費用等を加えた金額を請求いたします。
- ・日本公庫が相当の注意をもって提携金融機関から呈示された書類を点検し、これらが信用状条件を充足していると認めて補償債務の履行を行ったときは、お客さまはその取扱いに異議を述べることは出来ません。
- ・お客さまには、次の事項について同意または承認していただきます。
 - 日本公庫が、補償債務の履行を行うために提携金融機関から呈示された書類を正確、真正かつ有効であるものとして取り扱うこと
 - 日本公庫が、書類に記載された事実等の正確性および真実性について確認を行わないこと
 - 日本公庫が補償債務の履行を行う前にお客さまに書類について照会を行った場合であっても、日本公庫は書類に記載された事実等の正確性および真実性について責任を負わないこと(日本公庫がお客さまに照会を行わなかった場合も同様の扱いとなります)
- ・日本公庫が補償債務を負担し又は履行した際の金額の計算に際しては、日本公庫所定の為替相場を適用します。
- ・日本公庫が補償債務を負担し又は履行した場合、日本公庫の補償履行金額等をお客さまに円貨でお支払いいただくため、この点での為替リスクをご負担いただきます。
- ・日本公庫は、提携金融機関から呈示された書類に記載された内容と事実の不一致およびお客さままたは海外現地法人等と提携金融機関との間における与信行為その他の取引に伴う契約違反または争いに関して一切の責任を負いません。
- ・本制度の対象国において、政治・経済状況の変化により混乱が生じた場合、または金融取引に対して新たな規制が設けられた場合には、信用状を発行できない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

上記は概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。



本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4
ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>